

平成27年知内町議会第3回定例会(2日目)

- ◎ 招集年月日 平成27年9月29日(火)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成27年9月29日(火) 午前10時50分
- ◎ 閉会日時 平成27年9月29日(火) 午後 1時20分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	五十嵐捷爾
2番	木村一	7番	谷口康之
3番	松井盛泰	8番	吉田峰一
4番	泉政栄	9番	森永勉
5番	敦澤良子	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 1番 西山和夫 6番 五十嵐捷爾

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
地域創生推進室長	島津泰博
生活福祉課長	松崎輝幸
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
建設水道課主任技師	佐藤和人
出納室長	松本泰行
教育長	田中健一
教育次長	福井誠一郎
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
代表監査委員	村上壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

平成 27 年知内町議会第 3 回定例会議事日程

(第 2 号)

平成 27 年 9 月 29 日 (火) 午前 9 時 30 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 1 番、西山和夫 6 番、五十嵐捷爾
第 2	議案第 15 号	知内町特定個人情報保護条例の制定について
第 3	議案第 16 号	知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
第 4	議案第 17 号	知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第 5	議案第 18 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第 6	議案第 19 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第 7	議案第 20 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第 8	委員会報告第 2 号	平成 26 年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について (委員長報告)
第 9	議長発議	知内町まちづくり総合計画調査特別委員会の設置について
第 10	意見書案第 1 号	所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書の提出について
第 11	意見書案第 2 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2016 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について
第 12	意見書案第 3 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について
第 13	意見書案第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
第 14	意見書案第 5 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
第 15	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。第 3 回定例会を再開したいと思います。

只今の出席議員数は 10 人です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、29 日は休会の日ですが、決算審査が予定より早く終了しましたので、会議規則第 10 条第 3 項の規定により、会議を開くものであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、西山和夫君及び6番、五十嵐捷爾君を指名します。

● 議案第15号 知内町特定個人情報保護条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、議案第15号、『知内町特定個人情報保護条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

議案第15号、知内町特定個人情報保護条例の制定について。

知内町特定個人情報保護条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布され、本年10月に住民票を有するすべての方に個人番号、いわゆるマイナンバーであります、が付番され、平成28年1月からそのマイナンバーを含む個人情報、特定個人情報であります、が利用されることとなります。特定個人情報が、不正に用いられた場合には、それ以外の個人情報、マイナンバーを含まない個人情報であります、に比較して、個人の権利、利益を侵害する危険性が高いため、その保護に関し、厳格な措置を講ずるよう、法で義務付けられていることから、本条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、総務企画課長より説明をさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、説明資料で説明致しますので、見だしナンバー1、総務企画課の1ページをお開きいただきたいと思います。

知内町特定個人情報保護条例の概要であります。1番目の必要性については、只今、説明を致しましたので、省略をさせていただきます。2番目の表につきましては、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報とそれ以外の個人情報の比較を表にして記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。それで、3番が条例の概要であります。

第1章が総則で、第1条、第2条からなっております。第1条については、目的で、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを定めるための規定であります。

第2条については、定義でありまして、特定個人情報等の用語を定義してございます。

第2章については、特定個人情報の取扱いについて、第3条から第10条までなっております。

第3条、第4条につきましては、特定個人情報の収集、保管、保有の制限について定めております。

第5条は、利用目的の明示です。

第6条、第7条については、正確性、安全性の確保について規定しております。

第8条については、従事者の義務についての定めであります。

第9条、第10条については、特定個人情報の利用、提供制限についての定めでございます。

第3章、開示、訂正及び利用の停止についての定めであります。第1節が開示で、第11条から第23条までになっております。開示請求、開示の決定、開示の実施、手数料等の規定を定めております。

第2節が訂正で、第24条から第31条までの規定です。訂正の請求、訂正の決定等の規定になっております。

第3節については、利用停止で、第32条から第37条までの構成です。利用停止請求、利用停止の決定等の規定になってございます。

第4節が不服の申し立てで、第38条から第40条の構成です。開示決定等、訂正決定等、または、利用停止決定等について、不服申し立てがあったときの審査会への諮問についての規定になってございます。

第4章が雑則で、第41条から第44条の構成で、適用除外、苦情処理、規則委任等の規定を定めてございます。

附則と致しまして、この条例は、番号法の施行の日から施行する。この施行の日は、平成27年10月5日になってございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

第3条の部分で、収集、保管、保有の制限、これ実施機関ということは、はっきり言って、この辺でしたら役場だと私は理解しているんですけども、その辺の制限ということは、誰がそういう制限を見極めておさえるのか、その辺、どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。町の方でこれから行政事務を行うため、個人番号が付いた情報を持つこととなります。それが収集、保管なんですけれども、それで、取扱いできる事務というのは、番号法、法律で身体障害者福祉法だとか、国民健康保険法、とにかく福祉関係、それから、税関係、それから災害関係ということで、もう法律で表で決まっております。それ以外の事務では、収集したり、保管したりしたらだめですよというものです。それはそういうことで条例を定めて、職員にもそれ以外は持ったらだめですよということで、今後職員にも周知しますし、条例でもきちんと定めるといふものでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● **議案第16号 知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について**

◎ **議 長 (伊藤政博)**

次に日程第3、議案第16号、『知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ **副 町 長 (網野 眞)**

議案第16号、知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

知内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきまして、ご説明を申し上げます。

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布され、マイナンバー制度の導入が決定し、これに伴い、平成28年1月に年金や医療、福祉などの社会保障、税の賦課徴収、災害対策の行政手続でのマイナンバーが必要となり、本年10月からマイナンバーが個人に通知されることとなっております。このことにより、これまで別々に管理されていた情報が、マイナンバーにより名寄せ管理が可能となり、手続が簡素化されます。番号法では、マイナンバーを利用するにあたって、町の条例で個人番号の利用範囲等の必要事項を定められることが求められていることから、本条例を制定するものであります。条例の内容につきましては、総務企画課長より説明をさせていただきます。

◎ **議 長 (伊藤政博)**

総務企画課長。

◎ **総務企画課長 (手塚恵一)**

それでは、総務企画課資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

条例の概要であります。1番目のマイナンバー制度の概要については、只今説明がありましたので、省略をさせていただきます。

それで、2番目の条例制定の必要性であります。番号法では、次の事務でマイナンバーを利用する場合は、町の条例で定めなければならないと規定をされております。それが、まず、1番目が番号法別表第1、これは利用できる事務ということが掲げられている別表であります。番号法別表第1に掲げられていない事務で、町が社会保障、税等の分野で個人番号、いわゆるマイナンバーを利用する場合、要するに独自利用する場合は、条例で

定めなければならないというものです。それと、2番目として、同一の期間内、要するに役場の中で、課の間で特定個人情報、要するにマイナンバーのついた情報を課の間で授受する場合、庁内連携と申しますけれども、この場合も条例で定めなければならないということになっています。それから、3番目として、同一の地方公共団体の中で、他機関への情報の提供、特定個人情報の提供、要するに町部局と教育部局の間では、他機関という扱いになってございますので、他機関連携をする場合の条例で定めなければならないということになっております。それで、今回、この条例を制定するものであります。また、表の下に米印付いてありますが、米印の3番目、庁内連携については、すべての地方公共団体で行うことが想定されるため、すべての地方公共団体で、今回、この条例が制定されることとなっております。

それでは、4ページの3番、条例の概要であります。

第1条が趣旨で、個人番号の利用及び特定個人情報の利用に関し、必要な事項を定めるということで、趣旨を規定しております。

第2条が定義であります。特定個人情報などの用語を定めております。

第3条が町の責務です。個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関し、適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるということで責務について定めております。

第4条が個人番号の利用の範囲です。個人番号を利用できる事務の範囲の規定であります。法定事務の法定の定がうかんむりの定が訂正ですので、申し訳ございません。字句の訂正をお願い致したいと思っております。法定の定がうかんむりの定の方に訂正をお願い致します。事務の範囲を規定するもので、法定事務、町独自の利用事務、庁内連携等については、第4条で定めております。それで、今うちの方で想定している町独自の利用については、その括弧内に記載しております、子ども医療費助成事務、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成事務、要保護及び準要保護就学援助費、交付事務については、町の独自利用として定めております。

第5条については、特定個人情報の提供ということで、他機関連携をするための規定を定めております。

第6条が規則への委任であります。

附則と致しまして、この条例は、平成28年1月1日から施行する。なお、参考までに、4番目に番号法で規定されている利用できる事務の内容について記載してございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしく願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第17号 知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第17号、『知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第17号、知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

知内町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

知内町手数料徴収条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

今回の改正であります。番号法の施行に伴い、平成27年11月1日から個人番号の通知カード及び平成28年1月1日から個人番号カードの交付が始まりますが、その再交付手数料を定める改正であります。

附則と致しましては、この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、通知カードの再交付手数料については、平成27年10月5日から施行するものであります。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第18号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第18号、『北海道市町村総合事務組合規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第18号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村

総合事務組合理約を次のように変更する。

次のページであります。北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

今回の変更であります。構成団体の脱退、加入によるものであります。

なお、総務企画課資料5ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照願いたいと思います。

附則と致しまして、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

ただし書きについては、説明を省略させていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第19号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第19号、『北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第19号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のように変更する。

次のページです。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

今回の変更につきましては、議案第18号と同じく構成団体の脱退、加入によるものであります。

また、新旧対照表につきましても、総務企画課資料7ページに掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

附則と致しまして、施行期日、1、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

ただし書きについては、省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第20号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第20号、『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第20号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のように変更する。

次のページです。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

今回の変更につきましては、議案第18号と同じく構成団体の脱退、加入によるものがあります。また、新旧対照表については、8ページに記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

附則と致しまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし書きについては、省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩致します。再開は午後1時と致します。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午後 1時00分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 委員会報告第2号 平成26年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について
(委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第8、委員会報告第2号、『平成26年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について』を議題とします。

本件については、決算審査特別委員会において、審査が終了しております。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 委 員 長 (敦澤良子)

それでは、私の方から委員会報告第2号、平成26年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について。

決算審査特別委員会に付託された平成26年度知内町各会計決算審査の結果について、別紙のとおり報告する。平成27年9月29日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成26年度決算審査特別委員会報告書。

平成27年知内町議会第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成26年9月26日。知内町議会決算審査特別委員会委員長、敦澤良子。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、議案第8号、平成26年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第9号、平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。議案第10号、平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議案第11号、平成26年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。議案第12号、平成26年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。議案第13号、平成26年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。議案第14号、平成26年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。

2、審査年月日、平成27年9月28日及び29日、2日間。

3、審査場所、議会議場。

4、審査委員、議員全員による（議長及び議員選出監査委員を除く。）

5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、町長から平成26年度知内町行政評価の実施について報告を受け、副町長から一般会計決算の概要説明後、各会計別に議題とし、各課ごとに担当課長から決算内容の説明を受けた後、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。

6、審査結果、付託された議案第8号から議案第14号までの7議案については『認定すべき』と決定した。

7、決算内容、平成26年度の一般会計及び国民健康保険事業特別会計など5会計（水道事業会計を除く）の決算状況については、歳入総額は6,272,898千円、歳出総額は6,221,615千円となっている。水道事業会計では、事業収益は消費税抜きで139,831千円、事業費用は111,298千円で、当年度純収益は28,533千円となっている。

一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入では4,884,363千円、歳出では、4,863,620千円で、差引額は、20,743千円となり、翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費）12,038千円を差し引いた実質収支額は、8,705千円の黒字となっている。

歳入において自主財源である町税は、693,493千円で前年度より8,535千円（1.2%）の減収となっている。そのうち町民税は、181,363千円で前年度より1,554千円（0.8%）の減となり、固定資産税は、457,353千円で前年度より3,773千円（0.8%）の減となっている。

固定資産税の減となった主な要因は知内発電所に係る償却資産の減価償却による減によるものであり、地方交付税は、1,969,712千円で前年度より61,707千円（3.0%）の減となっている。義務的経費、投資的経費及びその他の経費の合計である歳出全体に占める経常経費一般財源の総額は、2,296,128千円（47.2%）で、前年度に比べ14,789千円（0.6%）の減となっている。

また、特別会計（5会計）は、全体で歳入が1,388,535千円、歳出が1,357,995千円で、差し引き30,540千円の黒字となり、実質収支額及び単年度収支額の合計は黒字となっているが、単年度収支額において、国民健康保険・農業集落排水施設整備事業特別会計が赤字となっている。

本町の財政について、財政健全化法に基づく健全化判断比率の4指標については、早期健全化基準値以下であり、特別会計の資金不足比率についても経営健全化基準値以下となっているが、財政構造の弾力性の指標として用いられている経常収支比率は、82.5%（前年度81.2%）で対前年度比1.3ポイント上昇し財政の硬直化傾向にあるが、実質公債費比率は、15.4%と前年度（15.9%）より微減ではあるが0.5ポイント改善されている状況にある。

8、審査意見、自主財源の確保は、ますます重要となるが、町税等の滞納額は、町税（町民税・固定資産税・軽自動車税）・国民健康保険税・住宅使用料等合わせ34,514千円と昨年度より、11,043千円減少しており、特別会計を含めた不納欠損額2,269千円を差し引いた実質額8,774千円の滞納繰越額が縮減されており、徴収の強化や職員の徴収努力がうかがえるところである。特別会計も含め不納欠損額が増える要素もあるなかで、今後とも滞納額の減少とともに時効にかからないよう徴収業務に努めていただきたい。

なお、介護保険料や後期高齢者医療保険料の滞納の管理については、滞納管理システムに移行しており、奨学資金についても、出来る限り早い段階で、現行の滞納管理システムへ移行させ、関係部署で連携し、適正な管理及び徴収・回収業務に努めて欲しい。

一般会計の不用額については、1億1千万円ほどの額となっており、前年度からの繰越事業などの執行残も含んではいるものの極力予算の執行状況の把握に努め今後の事務の執行に

あたっていただきたい。

林業振興において山林を管理する段階で植栽、枝打ち、下刈り、間伐と行っていくことになるが、今後の地域振興の大きな柱となることから作業量が偏在化しないように総体的バランスを取りながら循環型森林経営が図れるよう望むものである。

審議における質疑の過程で基本的な数値の押さえがなされていない状況にあり非常に遺憾に思うところであるので、今後においては議事進行に支障を来たすことの無いよう努められたい。

また、第1回の定例会において、それぞれの実績報告がなされているが、数値等については1月時点での実績数値となっていることから、今後、決算の段階においては、数値が確定した実績報告書を提出願いたい。

なお、支出事務の処理において一部支払いの遅延が生じていたケースが2、3件みられたことや請求年月日の入っていない請求書に職員が日付を入れるなどの処理がみられることから厳正に取扱い、すみやかな事務処理の徹底を図るよう望むものである。

地方財政を取り巻く環境は極めて厳しく、ますます多様化する住民ニーズの中で、行政サービスの量的・質的向上が求められております。

このような環境下にあって、今年度において第5次の知内町まちづくり総合計画が終了し、平成28年度からは、第6次の知内町まちづくり総合計画がスタートするが、これまで以上の行財政改革の推進や限られた予算を有効に活用したまちづくりに取り組んでいくことを願うものである。

なお、審査の過程で述べられた各委員の質疑・討論などの意見・要望を参酌し、今後の町政の執行に際し、十分反映されるよう要望するものであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、委員長より報告のありました平成26年度決算審査特別委員会報告書の一部に誤字脱字がありますので、議会事務局長より訂正を行います。

◎ 議会事務局長（村上義久）

大変、申し訳ありませんでした。委員長報告の日付が26年9月26日となっておりますが、27年9月29日の誤りでありますので、訂正をお願いしたいと思います。

それと、7番の決算内容の中で、3ページ目ではありますが、下から6行目の単年度収支額において、農業集落排水施設整備事業特別会計が赤字となっておりますが、そこに、国民健康保険特別会計も付け加えさせていただきたいと思っておりますので、訂正の方、よろしくをお願いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上、議会事務局長より報告のあったとおり、訂正願います。

只今、委員長から報告がありました決算認定の件を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算認定は、議案第8号から議案第14号までの7議案について認定と決定しました。

委員長報告のとおりすることに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件については、委員長報告のとおり決定しました。

● 知内町まちづくり総合計画調査特別委員会の設置について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、『知内町まちづくり総合計画調査特別委員会の設置について』を議題としました。

本件については、平成28年度以降のまちづくりの方向性を示す第6次の知内町まちづくり総合計画策定にあたり、総合的に調査、研究するために設置するものであります。これについては、議員に全員による知内町まちづくり総合計画調査特別委員会を設置し、これに付託の上、議会閉会中の継続審査として、調査期間は、調査が終了するまでとすることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本件は議員全員による知内町まちづくり総合計画調査特別委員会を設置し、これに付託の上、議会閉会中の継続審査として調査期間は、調査が終了するまでとすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に知内町まちづくり総合計画調査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告致します。

委員長に森永勉君、副委員長に西山和夫君が選任されました。これで報告を終わります。

● 意見書案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、意見書案第1号、『所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

意見書案第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成27年9月25日提出。提出議員、西山和夫。賛成議員、木村、松井、泉、五十嵐、吉田、森永各議員であります。

所得税法第56条の廃止を求める意見書。

所得税法第56条は家長制度の廃止により、個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項である。

しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会進出や家族観などの社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっている。

事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンにも事業主名でなければ組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも妨げになっている。

よって、国におかれては、所得税法第56条を廃止し、家族従業者の賃金を必要経費として認められるよう、時代に即した概念の元に、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図ることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、意見書案第2号、『義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成27年9月25日提出。提出議員、西山。賛成議員、木村、松井、泉、五十嵐、吉田、森永各議員であります。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保

・拡充に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算は、財源不足などを理由に、義務標準法改正をともなう教職員定数改善の概算要求は見送られ、加配措置は授業革新等による教育の質の向上などに900人と東日本大震災の被災地学習支援1000人ととどまっています。2014年の厚労省「国民生活基礎調査」では、子どもの貧困率は過去最高の16.3%に達し、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」についても削減が進むなど、「就学援助」を受けている子どもたちへの影響が懸念されます。

教育現場においては、地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費が未だにPTA会計より支出されております。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう意見します。

記、1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。

2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。

また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消をはじめ、義務標準法改正をともなう教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4. 教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5. 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣、以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第12、意見書案第3号、『道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎ 2番(木村一)

意見書案第3号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成27年9月25日提出。提出議員、木村。賛成議員、西山、松井、泉、五十嵐、吉田、森永各議員であります。

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針(2006年)」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年以降、全道では、現在までに20校が募集停止(または募集停止予定)、19校が再編・統合によって削減(または削減予定)されています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

このように、「新たな高校教育に関する指針」にもとづく「配置計画」がすすめば、高校進学率が98%を越える状況にありながら、北海道の高校の約43%がなくなることになります。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記、1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2. 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長、以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、意見書案第4号、『地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につい

て』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎ 2 番（木村 一）

意見書案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成27年9月25日提出。提出議員、木村。賛成議員、西山、松井、泉、五十嵐、吉田、森永各議員であります。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記、1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。

3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。

4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をは

かるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣特命担当大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣、以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、意見書案第5号、『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之。

◎ 7番（谷口康之）

意見書案第5号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成27年9月25日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は、木村議員、松井議員、泉議員、敦澤議員、五十嵐議員、吉田議員であります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森

林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望する。

記、1、京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日提出。北海道十勝郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、5件の意見書案については、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席、又は派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため、出張することについて予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出張、又は派遣を要する正副議長並びに議員の出張については、承認することに決定しました。

なお、出席又は派遣をする議員については、その都度、議長において指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成27年第3回知内町議会定例会を閉会します。どうも大変ご苦勞様でした。

（ 閉会 午後 1時20分 ）